

標準町村議会委員会条例の改正内容の説明

◎ 第五条の改正

【改正前】

(特別委員会の設置)

第五条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。



【改正後】

(特別委員会の設置)

第五条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

本条は、特別委員会の設置について規定するものである。

今回の改正は、本条第二項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理するとともに、第三項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を新設するものである。

これは、特別委員の選任について規定した第七条第三項中「議会において選任し」が同条第四項中「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることから、「議会において選任し」を削り、本条第三項に移動させるものである。

◎ 第七条の改正

【改正前】

(委員の選任)

第七条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前〇日以内に行うことができる。

6 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条((常任委員の任期))第二項の例による。



【改正後】

(委員の選任)

第七条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前〇日以内に行うことができる。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条((常任委員の任期))第二項の例による。

本条は、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するものである。

今回の改正は、旧第七条の規定から第二項を削除し、第三項の特別委員の在任期間に関する規定中「議会において選任し」を削り、第五条第三項に移動させ、第一項を第二項とし、第四項を第一項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げるものである。

これは、旧第二項「常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。」と旧第五項「任期満了前の選任」との適用関係が条文上明確でないとの指摘があること及び委員の選任時期は町村により様々であることから選任時期に誤解が生じるものとなっていたこと、また、旧第三項の特別委員の選任に関する規定は「議会において選任し」が旧第四項「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることからである。

◎ 第十三条の二(参考)の新設

(開会の特例)

第十三条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。

- 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(参考)

本条は、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例について規定するものである。

本会では、令和4年2月8日に、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により、委員会を開会することが困難な場合の特例として、委員会をオンライン開催する場合の委員会条例の改正例を示している。今回の改正において、この内容を参考規定であるが、第十三条の二(開会の特例)として加える。この際、「新型コロナウイルス感染症」の例示は、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが2類相当から行動制限がない5類に移行された点などから削除し、「大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由」とした。

さらに、若者や女性など多様な人材の議会への参画を図る観点から、総務省の行政課長通知(令和5年2月7日付け総総行第40号)の趣旨も踏まえ、「育児、介護等その他のやむを得ない事由」もオンラインの要件に加え、各号別に掲げることとした。

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によつて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。(参考)

第二項は、オンラインによる方法によつて出席を希望する委員はあらかじめ委員長の許可を得ることを定めるものである。

委員長の許可制を例示したのは、委員会の円滑な運営を図る観点から、委員が参集できないためオンラインの方法により出席することを申請、これに対する委員長の許可という形で明確化するためである。

委員長が委員会を招集したら出席義務が生じることになるのは当然であるが、本規定の許可

は出席そのものに対するものではなく、あくまでオンラインによる方法で出席することに対する許可の意である。委員から申請を受けた委員長は、当該委員がオンラインにより出席する要件を確認したうえで、事務局を通じて、ID、パスワード、URL などを連絡し許可をすることになる。

なお、令和4年2月8日の改正例では、第三項として「前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、この条例の適用において、委員会に出席したものとみなす。」との規定があったが、今回、削ることとした。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
(参考)

第三項は、オンラインの方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めることを定めている。別に定める例としては要綱や規程、申し合わせ等が考えられる。

◎ 第十八条の参考（第十三条の二を規定した場合）の新設

（秘密会）

第十八条 委員会(第十三条の二((開会の特例))第一項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮つて決める。

本条は、委員会の秘密会開会について規定するものである。

委員会をオンラインによる方法によって開会する場合の参考規定である第十三条の二を規定した場合は、本条の規定中、オンラインにより開会する委員会の場合は秘密会の対象外とすることを加え、参考規定として提示する。

総務省Q&Aによれば、「秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている」とされているが、現実的にはオンラインによる場合は秘密性の担保が困難な場合が多く、秘密会を除外することを明示したものである。

◎ 第二十二條の改正

【改正前】

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二條 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。



【改正後】

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二條 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六條((代理人又は文書等による意見の陳述))において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

本条は、公述人の申し出について規定するものである。

第二十二條、公述人が「文書」によりあらかじめ理由及び賛否について委員会に申し出なければならないことが規定されているが、文書(有体物)とあるので第二項に「委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六條において同じ。)を使用する方法により行うことができる。」とオンラインによる方法を可能とする規定を加えるものである。

なお、「委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))」について、委員長用のネットワークに接続されたパソコンを準備しなければならないわけではない。例えば、委員会において案件に対する賛否の申し出を電子メールで行うことも可とした場合、委員長が定める電子情報処理組織であるので、議会事務局のパソコンの指定したメールアドレスに電子メールで送信することとして差し支えない。

◎ 第二十六条の改正

【改正前】

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。



【改正後】

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

本条は代理人又は文書による意見の陳述について規定するものである。

公述人は「文書」で意見を提示することはできないと規定されているが、ただし書きで委員会が許可した場合は可能とされており、オンラインによる方法で行う場合の手当が必要となる。そのため、改正案のように「文書」の次に「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を加えるものである。

また、「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を本文に加えたことによりみだし中「文書」を「文書等」に改正する。

◎ 第二十七条の改正

【改正前】

(記録)

第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。



【改正後】

(記録)

第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

本条は、委員会の会議の記録について規定するものである。

「委員会の記録」及び「署名又は記名押印」については、デジタル化した場合の手当が必要となるので第三項として、「第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、「同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。」との規定を加えるものである。